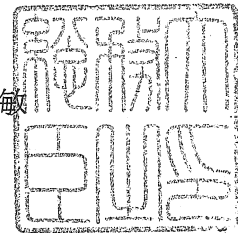


総政企第13号
平成31年1月30日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
石田 真 敏



諮問第122号
民間給与実態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成31年1月22日付け官企7-1により国税庁長官から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

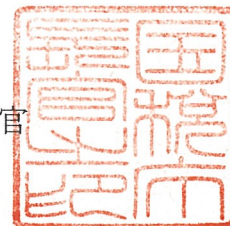
【資料2-2の別添】

官企7-1

平成31年1月22日

総務大臣 殿

国税庁長官



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

民間給与実態統計調査

主管部課	国税庁 長官官房 企画課
事務担当者	谷 秀一 電話 03 (3581) 4161 (内線 3508) e-mail shuichi.tani@nta.go.jp



申請事項記載書

1 調査の名称

民間給与実態統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>2 調査の目的</p> <p>本調査は、民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにするための民間給与実態統計を作成することを目的とする。</p>	<p>2 調査の目的</p> <p>民間給与実態統計（民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正
<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>所得税法の規定により、給与等について源泉徴収する義務がある者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）</p>	<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>所得税法施行地に納税地を有する源泉徴収義務者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>約 29,000（母集団数：約 350 万）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>源泉徴収義務者名簿を基に、源泉徴収義務者を国税</p>	<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>28,592（本調査の平成 23 年分結果）（母集団数：約 370 万）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>源泉徴収義務者名簿を基に、源泉徴収義務者を国税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正 ・「統計改革推進会議 最終取りまとめ」（平成29年5月）に記載されている「効率化の

<p>局ブロック別、給与所得者数別に区分して無作為抽出する。(詳細は、別添1参照)</p> <p>(削除)</p>	<p>局ブロック別、給与所得者数別に区分して無作為抽出する(詳細は、別添1参照)</p> <p>(4) 報告方法</p> <p><u>源泉徴収義務者が郵送で配布された調査票に記入し、調査票調査期日の属する年の翌年2月末日までに源泉徴収義務者の納税地を管轄する国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。)に提出する。ただし、国税庁長官が民間給与実態統計調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合には、当該民間事業者に提出する。</u></p> <p><u>また、電子情報処理組織による報告の場合は、調査票に入力し源泉徴収義務者の納税地を管轄する国税局長に提出する。</u></p> <p><u>なお、フレキシブルディスク等電磁的記録媒体の場合は、フレキシブルディスク等電磁的記録媒体へ記録</u></p>	<p>徹底による統計に関する官民コストの引下げ」や、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月)に記載されている「統計作成の効率化及び報告者の負担軽減」を図るべく、精度面に留意しつつ標本数を削減した。</p> <p>標本設計の変更内容については、別添「調査計画(変更後)別添1別表 層別及び抽出率の区分 新旧対照表」参照。</p> <p>・「6 報告を求めるために用いる方法」と重複しているため統合</p>
-----------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p><u>し、報告義務者名を記載した書面をはり付け、「民間給与実態統計調査である旨」、「名称又は氏名」、「所在地又は住所」、「企業の主な業務」及び「給与所得者に関する事項の件数」を記載した書面を添付し、調査期日の属する年の翌年2月末日までに国税局長に提出する。ただし、国税庁長官が民間給与実態統計調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合には、当該民間事業者に提出する。</u></p>	
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は、別添2 調査票参照)</p> <p>イ 報告義務者に関する事項</p> <p>(イ) 名称又は氏名</p> <p>(ロ) 所在地又は住所</p> <p>(ハ) 企業の主な業務</p> <p>(ニ) 給与所得者用調査票の層番号及び人員数</p> <p>(ホ) 組織及び資本金</p> <p>(ヘ) 給与所得者数</p> <p>(ト) 年間給与支給総額</p> <p>(フ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額</p> <p>ロ 給与所得者 (調査対象に選定された報告義務者が、所得税法第 183 条第 1 項の規定により、所得税を源泉徴収して納付している給与所得者 (同法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する給与等の支払を受けた者を除く。)) に関する事項</p> <p>(イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は、別添2 調査票参照)</p> <p>イ 報告義務者に関する事項</p> <p>(イ) 名称又は氏名</p> <p>(ロ) 所在地又は住所</p> <p>(ハ) 企業の主な業務</p> <p>(ニ) 給与所得者用調査票の枚数及び人員数</p> <p>(ホ) 組織及び資本金</p> <p>(ヘ) 給与所得者数</p> <p>(ト) 年間給与支給総額</p> <p>(フ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額</p> <p>ロ 給与所得者 (調査対象に選定された報告義務者が、所得税法第 183 条第 1 項の規定により、所得税を源泉徴収して納付している給与所得者 (同法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する給与等の支払を受けた者を除く。)) に関する事項</p> <p>(イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年</p>	<p>・記載の適正化</p>

<p>数及び職務</p> <p>(ロ) 年中の給与の受給月数</p> <p>(ハ) 年末調整の有無</p> <p>(ニ) <u>控除対象配偶者の有無、扶養親族の内訳及び本人控除の有無</u></p> <p>(ホ) 給与の金額</p> <p>(ヘ) <u>諸控除(所得控除額及び税額控除額)</u>の内訳</p> <p>(ト) 年税額</p>	<p>数及び職務</p> <p>(ロ) 年中の給与の受給月数</p> <p>(ハ) 年末調整の有無</p> <p>(ニ) 扶養親族の内訳</p> <p>(ホ) 給与の金額</p> <p>(ヘ) 所得控除額及び税額控除額の内訳</p> <p>(ト) 年税額</p>	
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 国税庁－民間事業者－報告者</p> <p>(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ()) <u>国税庁が業務を委託した民間事業者は、報告者に対し、郵送又はオンラインにより調査票を配布し、回収する。</u> <u>ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告に係る報告内容を入手する。</u> <u><民間事業者に委託する主な業務内容></u> ・調査票関係用品の印刷、作成 ・調査票及び調査関係書類の送付、調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促業務、調査票及び調査関係書類の再送付 ・調査票の受付・整理、審査、調査票データの電子化</p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 <u>国税庁－国税局－報告者</u> 国税庁－民間事業者－報告者</p> <p>(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ()) <u>調査の方法は以下のいずれかによる。</u> <u>イ 調査票による報告</u> <u>報告義務者は、配布された調査票へ「5(1)報告を求める事項」に掲げる各事項を記入し、調査期日の属する年の翌年2月末日までに国税局長(ただし、国税庁長官が民間給与実態統計調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合には、当該民間事業者)に提出する。</u> <u>国税局長(ただし、国税庁長官が民間給与実態統計調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合には、当該民間事業者)に提出する。</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・形式的修正</p>

	<p>結する場合にあっては、当該民間事業者) は、報告義務者から提出された調査票を審査し、調査期日の属する年の翌年3月末日(当該民間事業者にあっては、国税庁長官の定める期日)までに国税庁長官に提出する。</p> <p>ロ <u>電子情報処理組織による報告</u></p> <p>報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して、「5(1)報告を求める事項」に掲げる各事項を入力し、調査期日の属する年の翌年2月末日までに、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「ファイル」という。)へ記録する。</p> <p>国税局長(ただし、国税庁長官が民間給与実態統計調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあっては、当該民間事業者) は、報告義務者から電子情報処理組織を使用して記録されたファイルを審査し、調査期日の属する年の翌年3月末日(当該民間事業者にあっては、国税庁長官の定める期日)までに国税庁長官に提出する。</p> <p>ハ <u>フレキシブルディスク等電磁的記録媒体による報告</u></p> <p>報告義務者は、フレキシブルディスク等電磁的記録媒体へ「5(1)報告を求める事項」に掲げる各事項を記録し、報告義務者名を記載した書面をはり付け、「民間給与実態統計調査である旨」、「名称又は氏名」、「所在地又は住所」、「企業の主な業</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p><u>務」及び「給与所得者に関する事項の件数」を記載した書面を添付し、調査期日の属する年の翌年2月末日までに国税局長（ただし、国税庁長官が民間給与実態統計調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあっては、当該民間事業者）に提出する。</u></p> <p><u>国税局長（ただし、国税庁長官が民間給与実態統計調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあっては、当該民間事業者）は、報告義務者から提出された調査票を審査し、調査期日の属する年の翌年3月末日（当該民間事業者にあっては、国税庁長官の定める期日）までに国税庁長官に提出する。</u></p> <p><u>(参考) 民間事業者への委託業務</u></p> <p><u>実査準備 (調査票関係用品の印刷、作成)、実査 (調査票及び調査関係書類の送付、調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促業務、調査票及び調査関係書類の再送付)、審査 (調査票の受付・整理、審査)、調査票データの電子化</u></p>	
<p>10 使用する統計基準</p> <p>集計結果の業種別の表示において、日本標準産業分類の大分類を独自に一部統合した分類を使用する。(別添4参照)</p>	<p>10 使用する統計基準</p> <p>集計結果の業種別の表示において、「<u>日本標準産業分類 (平成19年11月改定)</u>」(総務省)の大分類を独自に一部統合した、<u>14種類に分類している</u> (別添4参照)</p>	<p>・形式的修正</p>

別添

調査計画（変更後）別添1別表 層別及び抽出率の区分 新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

変更案					変更前					変更理由
層別	源泉徴収義務者の給与所得者数の区分(A)	全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率(B)	調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率(C)	全体としての調査対象給与所得者の抽出率(D) [(B)×(C)]	層別	源泉徴収義務者の給与所得者数の区分(A)	全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率(B)	調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率(C)	全体としての調査対象給与所得者の抽出率(D) [(B)×(C)]	
第1層	1～ 9人	1 / 400	1 / 1	1 / 400	第1層	1～ 9人	1 / 400	1 / 1	1 / 400	<p>・本調査の標本抽出は、標本として抽出された源泉徴収義務者（以下「標本事業所」という。）の抽出及び標本事業所に勤務する給与所得者（以下「標本給与所得者」という。）の抽出の2段階抽出からなっており、標本数を削減するには、これらの一方または両方の標本数を削減することとなるが、精度面に留意しつつ検討を行った結果、標本給与所得者数を削減する方が精度への影響が小さく、また、本調査では他の給与・賃金に関する統計と比し、標本給与所得者数が大きくなっていることから、標本給与所得者数を削減することとした。</p>
第2層	10～ 29人	1 / 200	1 / 2	1 / 400	第2層	10～ 29人	1 / 200	1 / 2	1 / 400	
第3層	30～ 99人	1 / 60	<u>1 / 6</u>	<u>1 / 360</u>	第3層	30～ 99人	1 / 60	<u>1 / 5</u>	<u>1 / 300</u>	
第4層	100～ 499人	1 / 15	1 / 20	1 / 300	第4層	100～ 499人	1 / 15	1 / 20	1 / 300	
第5層	500～ 999人	1 / 3	<u>1 / 100</u>	<u>1 / 300</u>	第5層	500～ 999人	1 / 3	<u>1 / 50</u>	<u>1 / 150</u>	
第6層	1,000～4,999人	1 / 1	<u>1 / 200</u>	<u>1 / 200</u>	第6層	1,000～4,999人	1 / 1	<u>1 / 100</u>	<u>1 / 100</u>	
第7層	5,000人以上	1 / 1	<u>1 / 200</u> (上限100人)	<u>1 / 200</u> (上限100人)	第7層	5,000人以上	1 / 1	<u>1 / 200</u>	<u>1 / 200</u>	
第8層	本社	1 / 1	<u>1 / 20</u>	<u>1 / 20</u>	第8層	本社	1 / 1	<u>1 / 10</u>	<u>1 / 10</u>	

調査計画（変更後）

1 調査の名称

民間給与実態統計調査

2 調査の目的

本調査は、民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにするための民間給与実態統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

所得税法の規定により、給与等について源泉徴収する義務がある者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）

4 報告を求める者

(1) 数

約 29,000 （母集団数：約 350 万）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

源泉徴収義務者名簿を基に、源泉徴収義務者を国税局ブロック別、給与所得者数別に区分して無作為抽出する。（詳細は、別添 1 参照）

(3) 報告義務者

源泉徴収義務者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、別添 2 調査票参照）

イ 報告義務者に関する事項

- (イ) 名称又は氏名
- (ロ) 所在地又は住所
- (ハ) 企業の主な業務
- (ニ) 給与所得者用調査票の層番号及び人員数
- (ホ) 組織及び資本金
- (ヘ) 給与所得者数
- (ト) 年間給与支給総額
- (フ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

ロ 給与所得者（調査対象に選定された報告義務者が、所得税法第 183 条第 1 項の規定により、

所得税を源泉徴収して納付している給与所得者（同法第185条第1項第3号に規定する給与等の支払を受けた者を除く。））に関する事項

- (イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務
- (ロ) 年中の給与の受給月数
- (ハ) 年末調整の有無
- (ニ) 控除対象配偶者の有無、扶養親族の内訳及び本人控除の有無
- (ホ) 給与の金額
- (ヘ) 諸控除（所得控除額及び税額控除額）の内訳
- (ト) 年税額

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年前年の12月末日現在（一部の項目については、調査実施年の前年の3月末、6月末、9月末及び12月末現在並びに調査実施年の前年の1年間（1月～12月））

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

国税庁－民間事業者－報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

国税庁が業務を委託した民間事業者は、報告者に対し、郵送又はオンラインにより調査票を配布し、回収する。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告に係る報告内容を入手する。

<民間事業者に委託する主な業務内容>

- ・調査票関係用品の印刷、作成
- ・調査票及び調査関係書類の送付、調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促業務、調査票及び調査関係書類の再送付
- ・調査票の受付・整理、審査、調査票データの電子化

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年1月第2週～2月末日

8 集計事項

別添3統計表参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

概要についてはインターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

詳細についてはインターネット（e-Stat）により公表する。

(2) 公表の期日

概要については調査実施年の9月末日、詳細については調査実施年の11月末日に行う。

10 使用する統計基準

集計結果の業種別の表示において、日本標準産業分類の大分類を独自に一部統合した分類を使用する。（別添4参照）

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票・・・受理した日から2年
- ・調査票の内容を記載した電磁的記録媒体・・・永久

(2) 保存責任者

国税庁長官官房企画課長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

なし

別添 1

民間給与実態統計調査の標本抽出について

1 標本抽出の方法

民間給与実態統計調査は標本調査により行い、調査対象を選定するための標本の抽出は、①調査対象源泉徴収義務者の抽出、②調査対象給与所得者の抽出の2段階抽出法によるが、具体的な抽出方法は次のとおりである。

(1) 調査対象源泉徴収義務者の抽出（第1段抽出）

調査対象源泉徴収義務者の抽出は、次の方法による。

イ 源泉徴収義務者をブロック別に区分する。

ロ ブロック別の源泉徴収義務者を毎年6月30日現在給与所得者数により第1層から第7層に区分し、各層ごとの抽出率に応じて調査対象源泉徴収義務者を抽出する。

ハ 第1層から第7層の区分のほかに、資本金10億円以上の株式会社の本社で、本社給与所得者数が500人未満の源泉徴収義務者を第8層とし、調査対象源泉徴収義務者を抽出する。

(2) 調査対象給与所得者の抽出（第2段抽出）

調査対象給与所得者の抽出は、次の方法による。

イ 給与の金額が2,000万円以下の給与所得者については、各層に応じた抽出率により抽出し調査対象給与所得者とする。

ロ 給与の金額が2,000万円を超える給与所得者は、全数を調査対象給与所得者（以下「2,000万円超調査対象給与所得者」という。）として抽出する。

2 層別区分並びに調査対象源泉徴収義務者及び調査対象給与所得者の抽出率

(1) 層別区分は、別表のとおりである。

(2) 調査対象源泉徴収義務者の抽出率は、別表の「全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率（B）」欄のとおりである。

(3) 調査対象給与所得者の抽出率は、別表の「調査対象源泉徴収義務者における調

査対象給与所得者の抽出率（C）」欄のとおりである。

3 調査結果の推計方法

調査結果の推計は、各層別に集計された結果に、①調査対象源泉徴収義務者及び2,000万円超調査対象給与所得者については、別表の「全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率（B）」欄の、②2,000万円超調査対象給与所得者以外の調査対象給与所得者については、別表の「全体としての調査対象給与所得者の抽出率（D）」欄の抽出率の逆数を乗じたそれぞれの結果を合算して求める方法による。

別 表

層 別 及 び 抽 出 率 の 区 分

層 別	源泉徴収義務者の給与所得者数の区分 (A)	全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率 (B)	調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率 (C)	全体としての調査対象給与所得者の抽出率 (D) [(B) × (C)]
第1層	1～ 9 人	1 / 400	1 / 1	1 / 400
第2層	10～ 29 人	1 / 200	1 / 2	1 / 400
第3層	30～ 99 人	1 / 60	1 / 6	1 / 360
第4層	100～ 499 人	1 / 15	1 / 20	1 / 300
第5層	500～ 999 人	1 / 3	1 / 100	1 / 300
第6層	1,000～4,999 人	1 / 1	1 / 200	1 / 200
第7層	5,000人以上	1 / 1	1 / 200 (上限100人)	1 / 200 (上限100人)
第8層	本 社	1 / 1	1 / 20	1 / 20

平成 年分 民間給与実態統計調査票 (源泉徴収義務者用)



秘

提出用

※「所在地又は住所」プレ印字領域

※「名称又は氏名」プレ印字領域

政府統計コード (オンライン調査)

調査対象者ID

パスワード (確認コード)

※記入のしかたP 記入例参照

1. この調査票について答えられる方の氏名等

氏名	課(係)名	電話番号	(内線)
----	-------	------	-------

2. 調査項目

記入例

縦線1本 すきまを開ける 上につきぬける 角をつくる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる

※機械で読み取りますので、必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入例を参考にして記入してください。

(1)企業の主な業務
〔記入のしかたP を参照の上、該当の業種番号を記入してください。〕

(2)回答いただいた給与所得者用調査票の人員及び層番号

(3)組織及び資本金
・該当する番号を記入してください。
・株式会社の場合は、平成30年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。

個人経営1	
株式会社 (資本金)	2,000万円未満2
	2,000万円以上3
	5,000万円以上4
	1億円以上5
10億円以上6	
有限会社7	
合名会社 合資会社 相互会社8	
上記以外の法人 (例えば労働組合、宗教法人など)9	

(4)給与所得者数

(イ)3月末現在の人員

(ロ)6月末現在の人員

(ハ)9月末現在の人員

(ニ)12月末現在の人員

(5)年間給与支給総額
〔千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。〕

(6)給与支給総額に対する年間源泉徴収税額
〔千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。〕

日雇労働者・アルバイト等で「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」の丙欄を適用した者は、除いてください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問を行うことがあります。

Blank area for additional information or notes.

お手元控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。

統 計 表

全国計表

第1表	給与所得者数・給与額・税額
第2表	給与所得者数・給与額・源泉徴収義務者数
第3表	給与階級別の総括表
第4表	事業所規模別及び給与階級別の総括表
第5表	事業所規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額
第6表	企業規模別及び給与階級別の総括表
第7表	企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額
第8表	業種別及び給与階級別の総括表
第9表	業種別及び給与階級別の給与所得者数・給与額
第10表	事業所規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額
第11表	企業規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額
第12表	業種別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額
第13表	事業所規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額
第14表	企業規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額
第15表	業種別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額
第16表	給与階級別の納税者数・非納税者数
第17表	給与階級別の諸控除
第18表	給与階級別の扶養人員別表
第19表	給与階級別年末調整を行わなかった給与所得者数・給与額・税額

国税局別表

第1表	国税局別・事業所規模別・企業規模別及び業種別の給与所得者数
第2表	国税局別及び事業所規模別の給与所得者数・給与額
第3表	国税局別及び企業規模別の給与所得者数・給与額
第4表	国税局別及び業種別の給与所得者数・給与額
第5表	国税局別及び給与階級別の納税者数・非納税者数
第6表	国税局別の給与所得者数・給与額

別添4

民間給与実態統計調査の業種分類

業 種 名	産 業 分 類
建設業 製造業 卸売業，小売業 宿泊業，飲食サービス業 金融業，保険業 不動産業，物品賃貸業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸業，郵便業 情報通信業 医療，福祉 学術研究，専門・技術サービス業、教育，学習支援業 サービス業 複合サービス事業 農林水産・鉱業	建設業 製造業 卸売業，小売業 宿泊業，飲食サービス業 金融業，保険業 不動産業，物品賃貸業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸業，郵便業 情報通信業 医療，福祉 学術研究，専門・技術サービス業、教育，学習支援業 生活関連サービス業，娯楽業，サービス業、分類不能の産業 複合サービス事業 農業，林業、漁業、鉱業，採石業，砂利採取業

民間給与実態統計調査実施の必要性について

1 調査の目的・必要性

民間給与実態統計は、民間の事業所における年間の給与の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的として国税庁が作成する統計である。

具体的には、民間の事業所における年間の給与等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握するものとして、昭和 25 年から毎年作成されており、昭和 30 年に旧統計法に規定する「指定統計」として指定されたものである。

また、民間給与実態統計が「指定統計」として位置付けられた理由としては、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等において不可欠な統計であるという重要性を踏まえたものと考えられる。この重要性は、現在においても変わるものではなく、これは、基幹統計の要件である新統計法第 2 条第 4 項第 3 号イに規定する「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」に該当しているものと考えられる。

2 民間給与実態統計の利用実態

民間給与実態統計は、国税庁及び財務省において、税制改正等に当たっての租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料として利用されている。

3 他調査との重複

民間給与実態統計調査（以下「本調査」という。）と類似する民間の事業所の給与に関する統計調査としては「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」、「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」及び「職種別民間給与実態調査（人事院）」等が挙げられる。本調査を他の統計調査で代替する場合、民間の事業所に勤務している給与所得者に関して所得税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 33 号）等の諸制度に係る事項（例えば扶養控除、配偶者控除等の適用実態）の調査を行っている必要があるが、そのような調査を行っている統計調査はなく、他の統計調査で代替することはできない。

4 行政記録情報の利活用

本調査の実施において利活用可能な行政記録情報は存在しない。

例えば、所得税法等の諸制度に係る事項が記載されている行政記録情報として給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）があるが、源泉徴収票では、本調査の調査項目である勤続年数、性別等を把握することができない。

また、所得税法施行規則第 93 条の規定により給与等の金額が 500 万円以下の者に係る源泉徴収票は税務署への提出を要しないこととされており、すべての源泉徴収票に係る情報を国税庁が有しているわけではない。

仮に国税庁が有している限りの情報を利活用するとした場合、例えば、給与等の金額が 500 万円以下の者のみを調査することが考えられるが、そもそも勤続年数、性別等を把握

することができないという問題が解決されない上に、事業所の従業員数等によって調査対象事業所及び調査対象給与所得者を抽出するという標本設計の観点から、適切な調査結果を確保することができない。

さらに、現行の調査方法を前提として、国税庁が有している情報に対応する項目を空欄で提出させ、国税庁において事後的に補完記入を行うことも考えられるが、調査対象給与所得者と国税庁が有している情報について、調査対象事業所の名称及び調査対象給与所得者の氏名のみで突合することは極めて困難である。

以上から、源泉徴収票を本調査の実施において利活用することはできない。

5 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

(1) 重複排除について

調査候補名簿の作成後、平成 31 年（2019 年）8 月下旬に調査候補名簿を提出する予定。

(2) 履歴登録について

平成 31 年（2019 年）12 月上旬に調査対象名簿を提出し、最終的な調査結果名簿については平成 32 年（2020 年）6 月下旬に提出する予定。